

障害者福祉計画パブリック・コメント対応表(個別意見)

番号	基本目標	施策分野	基本的方向	項 目	意見の概要	対応	区 分	
1	I	1 教育・療育の充実	(1)早期療育の充実	②療育ネットワークの充実	就学前の障害児療育の公的な専門機関がないので、早期療育の充実の視点からも、療育機関の充実が必要だと思います。	早期療育の充実については、関係機関との連携を図り、総合療育システムや障害児等療育支援事業等のネットワークを強化します。	③	既に計画に盛り込み済みです。
2	〃	〃	〃	〃	「乳幼児の相談と療育ネットワーク」には、固有名称も入っていますので、(平成23年4月現在)という表記を追加した方が良いのではないかと思います。	図に作成年月を追記します。	①	意見を反映し、修正します。
3	〃	〃	〃	③障害児保育の充実	近年、保育園や幼稚園で過ごすことを希望する保護者が多く、またADHD、アスペルガー症候群など入園後に気付きやすい障害のある子どもも多く在籍しています。 保育現場では、人材の確保(加配)や、人材育成が大きな課題となっていますので、そのことに対する具体的な取り組みについて、記載していただきたいと思います。	保育所での人材育成については、(4)教育環境の整備②教職員等の資質向上に記載しています。 人材の確保については、下記のとおり修正します。 「～療育施設や保育施設の相互利用を図るとともに、必要に応じた保育士の配置など、障害児保育の充実を図ります。」	①	意見を反映し、修正します。
4	〃	〃	(2)障害児教育の充実	現状と課題第4項目	様々な研修で、保育士・幼稚園教諭も多く参加されるようになったが、アンケートには「保育士・教諭に障害のことを十分に理解してもらえなかった」とあり、理解が深まっていないのが現状だと思った。今後、具体的に障害の理解・対応を学べる場を多く作り、お子さんがより過ごしやすくなるよう、情報交換・対応方法等の統一を充実するための研修があればと思った。	教職員や保育士等への特別支援教育に係る研修の充実について、下記のとおり修正します。 「～教職員・生活指導員・介助員・保育士等の障害に対する理解や支援技術の向上に努める～」 ＜関連項目：基本目標 I、1教育・療育の充実(4)教育環境の整備②教職員等の資質向上＞	①	意見を反映し、修正します。
5	〃	〃	〃	〃	アンケートの中に、「障害にあった指導がしてもらえなかった」とあるが、指導してもらえなかったのではなく、できなかったという現状もあるのではと思った。個々に合った支援をするには、職員が余裕を少しでも持つことができるくらいの人数もそれに応じて必要だと思う。	補助教員を配置する取り組みについて、下記のとおり修正します。 「～必要に応じて補助教員や生活指導員等を配置します。」 ＜関連項目：基本目標 I、1教育・療育の充実(2)障害児教育の充実①障害児教育の体制強化＞	①	意見を反映し、修正します。
6	〃	〃	〃	〃	現在、宇部市内の通級指導教室(小学校)は岬小学校と東岐波小学校、新川小学校の3校だけである。障害のある児童生徒の充実した指導支援のためには、厚南・西宇部地区にも通級指導教室が必要だと思います。	通級指導の推進について、下記のとおり修正します。 「市内の小・中学校の通常学級に在籍する障害のある児童生徒がよりよい指導・支援が得られるよう、通級指導のニーズを把握しながら、年次的に通級指導教室を設置していくとともに、指導の充実に努めます。」 ＜関連項目：基本目標 I、1教育・療育の充実(2)障害児教育の充実②通級指導の推進＞	①	意見を反映し、修正します。
7	〃	〃	(3)就学・教育相談の充実	①就学相談窓口の充実	保護者にとって子どもの就学先等は深刻な問題と思う。そのため、相談者と関係機関のコーディネートを図り、連携を強化しながら進めていただきたいと思う。	就学相談については、今後も相談者と関係機関との連携を図りながら、進めていきます。	③	既に計画に盛り込み済みです。
8	〃	〃	〃	〃	具体的に事業所名、学校名を記されるなどして、目で見て分かる情報を加えてもらえると、より分かりやすいと思った。	市の発行している「あんしんガイド」において、事業所や学校を含む関係機関を掲載します。	②	事業実施の参考とします。
9	〃	〃	〃	〃	宇部総合支援学校において、視覚障害者が入学を希望した場合、入学できるのか。また点字や視覚障害者のための専門知識を持った教員がすぐ配置できるのか。	山口県では、平成20年度から特別支援教育がスタートしており、視覚障害を含む原則5障害に対応し、身近な学校へ通学できるよう学校選択の幅が拡大されています。	④	計画案の修正なし。
10	〃	〃	〃	〃	ワンストップの総合相談窓口として、位置づけられている“特別支援教育推進室”ですが、成人期までの幅広い窓口であるなら、このページにだけ記載する形で良いでしょうか？ また、「宇部市の相談支援体制」の図に、この窓口が入らないのはなぜでしょうか？意図は分かりますが、相談する市民のために整理していただきたいと思います。	図に、ワンストップの総合相談窓口として、「特別支援教育推進室」を追記します。	①	意見を反映し、修正します。
11	〃	〃	〃	〃	「障害児教育における乳幼児からの一貫した支援体制」の図では、障害児・保護者は特別支援教育推進室とのみ関係しているように見えます。	障害児・保護者と保育・教育機関や医療・保健・地域機関との関係性が分かるよう、図を修正します。	①	意見を反映し、修正します。

12	I	1 教育・療育の充実	(3)就学・教育相談の充実	①就学相談窓口の充実	「障害児教育における乳幼児からの一貫した支援体制」の図で、「福祉・就労関係機関」として括ってあるところを、他の専門相談機関（保健センター、地域支援センターなど）を入れてはどうでしょうか。	図の中に、「相談機関」を追記します。	①	意見を反映し、修正します。
13	〃	〃	〃	〃	「障害児教育における乳幼児からの一貫した支援体制」の図の障害児教育に係る連携体制で、支援機関は充実しているが、なかなか各機関が一同に対面して、情報交換する機会がない(特に福祉・就労関係機関)ので、より強いネットワークの構築の場が必要と思われます。	関係機関との連携強化についての取り組みを追記します。	①	意見を反映し、修正します。
14	〃	〃	(4)教育環境の整備	①障害児支援情報共有システムの推進	「情報共有システムの構築」とありますが、目標年度も表記した方がよいと思います。	事業の目標年度を、関連指標として整理し、記載します。	①	意見を反映し、修正します。
15	〃	〃	〃	②教職員等の資質向上	幼稚園・保育園の職員や学校の教職員向けの研修の中に、机上だけの研修に加え、実習という形での研修を行うことで、より理解が深まるため、取り組みに加えてほしい。	障害児保育の実習については、現在保育所にて、障害児施設の担当者を招き、実際に保育を実習するなど、現場での対応を習得する取り組みを推進しています。	②	事業実施の参考とします。
16	〃	2 保健・医療サービスの充実	(2)障害者の健康相談・指導体制の充実	現状と課題第5項目	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」や「精神保健福祉法」などの文言にあわせるなら、「支援するため、精神障害保健福祉に係る～」は「支援するため、精神保健福祉に係る～」に修正してはどうでしょうか。	本文の「精神障害保健福祉」を「精神保健福祉」に修正します。	①	意見を反映し、修正します。
17	〃	3 福祉・生活支援の充実	(1)相談支援体制の充実	①地域相談支援体制の充実	「宇部市の相談支援体制」の図に、身近な相談者の枠内に、市役所（障害福祉課）があった方がよいと思います。	障害福祉課を「身近な相談者」と「障害者相談支援」の二つの機能として、図を修正します。	①	意見を反映し、修正します。
18	〃	〃	(2)福祉サービスの充実	現状と課題第5項目	「・・・医療ケアを必要とする障害者の受入の拡充が課題」と記載がありますが、今後の取組に策がないので、記載を追加してください。	①の「障害福祉サービスの充実」の項目を、下記のとおり修正します。 「行動上の課題や医療的ケアなど、特別なニーズがある在宅の人たちが利用できる短期入所サービスや通所サービスを推進します。」 ＜関連項目：基本目標Ⅰ、3福祉・生活支援の充実(2)福祉サービスの充実 ①障害福祉サービスの充実＞	①	意見を反映し、修正します。
19	〃	〃	〃	〃	「医療的ケア」に関して、「小規模多機能サービス」の取り組みについて、ひと言触れていただきたい。	事業実施から間もないことから、今後の事業の展開により検討します。	②	事業実施の参考とします。
20	〃	〃	〃	〃	ショートステイの看護師配置の義務付けを計画の中に取り入れていただきたいと思います。	指定短期入所事業(ショートステイ)への看護師等職員配置については、国の設置基準で定められています。 なお、福祉施設での医療的ケアの必要な障害者の受け入れ体制を整備するため、ショートステイ利用円滑化事業(県事業)が平成22年度から始まっており、市としても、県と連携しながら本事業を推進したいと考えています。	②	事業実施の参考とします。
21	〃	〃	〃	①障害福祉サービスの充実	日常生活用具については、障害の特性にあった商品が次々開発されているため、対象用具の加除を頻繁にする必要があると考えているが、宇部市の見直し状況は？また、家族と同居している場合は交付されない場合があるため、交付基準の緩和をお願いしたい。	日常生活用具の給付に関しては、使用にあたっての実用性や安全性を勘案しながら、他市の状況等も参考にし、随時、交付基準の見直しを行っています。	②	事業実施の参考とします。
22	〃	〃	〃	〃	事業所に対する第三者機関の評価について、どのように実施しているのか。また、その評価でサービスの向上にどう役立っているのか。	現在、山口県の福祉サービスの第三者評価は、県が認証した評価機関(評価調査者)が行っております。 第三者評価を受けることにより、施設運営の改善や職員の意識改革につながり、福祉サービスや経営の質の継続的な向上につながっているものと考えています。	④	計画案の修正なし。
23	〃	〃	〃	③移動支援対策の充実	移動支援に関して、事業所が移動支援をする人を対象に資質向上研修を開催することは大切であり、他の自治体も実施されているため、宇部市でも行政がリーダーシップを取って開催してほしい。	移動支援事業の質の保障は、重要であることから、研修会の開催等を検討します。	②	事業実施の参考とします。
24	〃	〃	〃	④緊急時の支援体制の構築	「緊急時の支援体制」の図から見ると、行きつく先は精神医療です。対象者と福祉施設の関係に記載してください。	「短期入所・施設入所支援のサービス調整」を追記し、図を修正します。	①	意見を反映し、修正します。

25	I	3 福祉・生活支援の充実	(3)地域支援システムの充実	②サービス提供システムの強化	児童の日中一時支援の場が多くなり、放課後や休日の過ごし方が充実してきましたが、児童のショートステイの実態がごく限られた支援機関になっているようです。実際に使えるサービスや利用可能な支援機関の具体的な情報を、提供するようなシステムを連携体制の中で考えていただきたいです。	ショートステイを含む緊急時支援体制の構築については、下記に記載しています。 ＜関連項目：基本目標Ⅰ、3福祉・生活支援の充実(2)福祉サービスの充実④緊急時支援体制の構築＞	③	既に計画に盛り込み済みです。
26	〃	〃	〃	④地域で支えあうネットワークづくりの推進	ネットワークづくりや団体の連携は非常に重要だと思います。「地域で支えあうネットワークづくりの推進」の図では、「どこが推進していく役割を担うか」がわかりにくいように思います。たとえば「市の地域福祉計画あるいは社会福祉協議会の地域福祉活動計画との関係を図る」という文言で表現するのはいかがでしょうか。	地域で支えあうネットワークづくりの推進について、下記のとおり修正します。 「宇部市地域福祉計画」や「宇部市社協第四次地域福祉活動計画」等も踏まえ、障害者の生活全般を、地域で支える取り組みについて、関係機関と連携して推進します。	①	意見を反映し、修正します。
27	Ⅱ	1 一般就労・福祉的就労支援の推進	(1)一般就労の促進	①障害者雇用の促進	「精神障害者就職サポーター」と精神のみに特化した記載が有ります。公共職業安定所では、他の障害にも対応したチーム支援をやっているはずですので、精神のみに特化するのはいかなるものでしょうか？	障害者の就職相談について、下記のとおり修正します。 「～。また、公共職業安定所の臨床心理士や精神障害者就職サポーターと連携を図り、障害者等の就職相談を充実します。」	①	意見を反映し、修正します。
28	〃	〃	〃	〃	視覚障害者に対する市職員採用試験では、活字文書が読めるという条件となっていますがこれは、視覚障害者に対しての合理的配慮を欠くものとなります。 採用試験は、点字、拡大読書機、パソコン等を用いての受験を認めるなど合理的配慮を打ち出したものとすべきだと思います。 先ずは、雇用における門戸を開放することがなければ次につながりません。就労入り口の扉を先ず開けることをを計画に明記すべきだと思います。	障害者の雇用については、就労意欲のある障害者が障害の特性に合った仕事に就けるよう、就労に関する総合的な支援を推進したいと考えています。 なお、市の職員募集に際しては、前提として、恒常的に従事できる職務の確保が条件となり、この点で、活字印刷文に対応できない視覚に障害がある方については、現状では職務の確保が難しい状況であることから、点字による選考採用試験での採用は困難であると考えています。 しかしながら、他の地方公共団体においては、点字受験を可能としている所もあるため、当該地方公共団体の手法を確認しながら、今後、点字受験及び視覚障害者の雇用の可能性を検討していきたいと考えています。	②	事業実施の参考とします。
29	〃	〃	〃	②「障害者就労ワークステーション」の機能強化	「障害者就労ワークステーション」の臨時職員の採用は、障害種別にかかわらず、すべての障害者を対象にしてほしい。視覚障害者が、働く場や業務内容について、行政と議論する場が必要と考える。	「障害者就労ワークステーション」の運営方法等については、庁内・外の委員で構成する「宇部市障害者就労ワークステーション検討会」で協議されており、採用については、当面、知的・精神障害者を対象としています。	②	事業実施の参考とします。
30	〃	〃	(3)就労支援体制の充実	②ときわ公園就労支援事業の実施	「常盤公園の一部施設の管理に障害者を雇用します。」とあります。雇用ですから、記載場所が違うと思います。	当該事業を(1)の「一般就労の促進」に項目を変更します。	①	意見を反映し、修正します。
31	〃	〃	〃	③職業リハビリテーションネットワークの連携強化	「障害者雇用・就労を支える地域のネットワーク」の図の中で、雇用開発協会は3月末で委託終了となり、4月以降は高齢・障害者支援機構の支部が業務を行うようになるはずで、特例子会社が記載してありますが、ここに記載するのは良くないと思います。また、地域障害者職業センターの「地域」は取った方が良いでしょう。	図の中の、「雇用開発協会」を「高齢・障害者支援機構」に、また「地域障害者職業センター」を「障害者職業センター」に修正します。	①	意見を反映し、修正します。
32	〃	〃	〃	〃	昨今、途中障害者が多くなりました。働き場所の確保は必須なため、幅広い職種の習得の場を増設をお願いします。	障害者委託訓練の活用やトライアル雇用の活用など、障害者が幅広い職種の技術を習得できるよう、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターと連携して取り組みます。	②	事業実施の参考とします。
33	Ⅲ	1 理解と交流の促進	(1)障害についての理解促進	現状と課題第2項目	障害者側からの、情報発信と、市民からの声かけが自然態となる街になればと思います。	「心」のバリアフリー解消のため、地域の研修会など、多様な機会を活用し、積極的な周知・啓発活動を展開することとしています。 ＜関連項目：1理解と交流の促進(1)障害についての理解促進②障害者理解の促進＞	③	既に計画に盛り込み済みです。
34	〃	〃	(3)ボランティア活動の支援	①ボランティアの育成・確保	日中一時支援やデイサービス事業においては、地域の方のボランティアが不可欠と思われる。ボランティアの養成に行政が積極的に取り組むよう要望する。	ボランティアの養成については、今後も引き続き、取り組みを推進します。	③	既に計画に盛り込み済みです。

35	Ⅲ	2 情報・コミュニケーション支援の充実	(1)障害の種別に応じた情報提供サービスの充実	①情報提供の充実	視覚障害者に関しては、「代筆・代読」サービスが非常に重要なコミュニケーション手段のひとつと考えており、ぜひ実施に向けて取り組んでいただきたい。	視覚障害者への「代筆・代読」サービスについては、現在、ヘルパーサービスの家事援助と社協のボランティアで対応していますが、今後は現状分析とニーズ把握に努め、利用しやすいサービスの向上のために、関係機関等と協議を進めます。	②	事業実施の参考とします。
36	〃	〃	〃	①情報提供の充実	様々な情報入手の手段がある中で、パソコンなどが苦手な方もいるため、障害者に対して、様々な情報伝達について取り組んでほしい。	これまでも、障害種別に応じ、情報提供を行っていますが、今後も情報提供の手段を増やすなど、情報伝達について、さらに充実を図ります。	②	事業実施の参考とします。
37	〃	〃	(2)情報バリアフリー化の推進	②情報バリアフリーネットワークの構築	情報バリアフリーですが、建物のバリアフリーと同じように、「ユニバーサルデザイン」という文言と視点を入れるべきだと思います。	情報バリアフリーについて、下記のとおり修正します。 「～、障害の状況やユニバーサルデザインに配慮した多様な情報提供～」	①	意見を反映し、修正します。
38	〃	〃	〃	〃	給付制度で、支給された製品に対して、まずは、宝の持ち腐れにならないためにも、行政から徹底を計って下さい。また、金融機関・店舗などの民間への指導と徹底の早期実現を切にお願いします。 *例えば、SPコードや QRコード等	市では、現在音声コードの普及を進めており、今後、民間企業等への啓発も進めていきます。	②	事業実施の参考とします。
39	〃	3 生活環境の整備	(2)公共交通機関・道路環境の整備	現状と課題第3項目	歩道上の、交通モラルについてですが、歩道内を、自転車が自由自在に走ることで、危険で身のすくむ思いをします、単独歩行を安心して出来る町にして下さい。また、歩道・点字ブロックの上に、車の駐車や看板などは、ぶつかって危険です、その事を一般市民に周知徹底して下さい。	障害や障害者についての理解を深めるため、多様な機会を通じて積極的な啓発活動を展開します。 ＜関連項目：基本目標Ⅲ、3生活環境の整備(2)公共交通機関・道路環境の整備②交通安全に係るバリアフリー対策の推進＞	③	既に計画に盛り込み済みです。
40	〃	〃	〃	②交通安全に係るバリアフリー対策の推進	ハード面は、ソフト面(人の温もりと思いやり)があればと思います。人間としての尊厳のため、目線を、上から下へではなく、同等に出来る街になりますよう。	交通安全のバリアフリーに関して、下記のとおり修正します。 「～警察署等の関係機関と連携を図りながら、障害者の視点に立った交通安全対策を推進します。」	①	意見を反映し、修正します。
41	〃	〃	〃	③身障者駐車場の適正利用の促進	身障者駐車場について記載があります。身障者という文言で良いのでしょうか？対象者は知的、精神も入っています。また、この中に記載するかどうかは別として、不正に対する何らかの対処(罰則)を考える必要があるのではないかと考えます。	「身障者駐車場」については、「障害者用駐車場」に修正します。なお、罰則については、制度開始から間もないため、現時点では考えていません。	①	意見を反映し、修正します。
42	〃	〃	(3)住宅施策の充実	③重度身体障害者の自立生活支援	鵜の島市営住宅が記載されています。ここだけに限定せず、全ての市営住宅に障害者枠があって良いのではないのでしょうか。	(鵜の島市営住宅)の表記を削除します。	①	意見を反映し、修正します。
43	〃	〃	(4)防災・防犯対策の推進	現状と課題第5項目	「日常生活に不可欠な福祉用具等が災害により…」とあります。もうひとつ「医療体制」も重要な要素だと思いますので、追加してください。	医療も災害時には重要な要素であり、下記のとおり修正します。 「日常生活に不可欠な医療や福祉用具等～」	①	意見を反映し、修正します。
44	〃	〃	〃	③災害時の支援対策の実施	「…障害者が不自由なく避難所で生活するため」とありますが、障害によっては、家族が常に一緒に居ることが必要な人もいます。従って「…障害者およびその家族が…」としてはどうでしょうか。また、「…車椅子や補装具等を確保して…」とあります。補装具には個別性が高いものもあり、このような表記で良いのでしょうか？また、『物』のみではなく、安心して居れる『環境』も重要です。もうひとつ、医療体制(情報)も必要です。	災害時の支援対策について、下記のとおり修正します。 「～福祉避難所(協定した施設)と連携して支援を行う。また、障害者及びその家族が不自由なく避難所で生活するため、環境整備に努めるとともに、医療及び日常生活に必要な物品を確保できる体制を整備します。」	①	意見を反映し、修正します。
45	〃	〃	〃	〃	災害時要援護者避難制度について、登録者数の増加に努めると共に、大切なのは見直しだと思います。見直しを具体的にどのように行うのか記載してほしいです。	避難支援プラン等の更新について記載している災害時要援護者避難支援マニュアルに基づき、支援体制の整備を進めます。	②	事業実施の参考とします。
46	計画推進のために	計画の円滑な推進	計画推進体制の整備	①推進体制の整備	「計画推進体制を構築」とあります。既にあるのですか？今後の予定であれば、何時までにということを追加した方が良いと思います。	計画推進体制については、庁内の関係部署で既に組織しておりますが、下記のとおり修正します。 「～庁内の関係部署で構成する計画推進体制の機能を強化するとともに、～」	①	意見を反映し、修正します。
47	〃	〃	〃	④関係機関・市民団体等との連携の推進	「市民とともに」とあります。この表現ですと、一般市民のみで障害者は別と考える人もいるのでは？政府の制度改革本部でも、敢えて障害者も交えてというように強調しているように思います。現状では「障害当事者も含む」というような文言も追加した方が良いと思います。	「市民」には「障害当事者」も含むと考えていますが、下記のとおり修正します。 「～市民活動団体(障害者関係団体も含む)や民間事業所～」	①	意見を反映し、修正します。